

# 振興課關係

## 1. 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）の施行について

○ 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律（平成20年法律第42号）については、昨年5月21日に参議院において全会一致で可決・成立し、同月28日に公布された。

○ 同法の施行日については、本年1月23日に閣議決定された「介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」（平成21年政令第9号）において、本年5月1日と定められたところである。

○ 同法においては、

- ・ 介護サービス事業者に対する業務管理体制整備の義務付けの内容
- ・ いわゆる連座制が適用されない場合
- ・ 同一法人グループに属する法人であって密接な関係にある法人が取消処分を受けた時の指定・更新が拒否される場合に係る同一法人グループの範囲及び密接な関係の定義

等について厚生労働省令で定めることとしているが、具体的な内容については以下のように検討しているところである。

（参考資料 介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律の概要）

### 【省令案の概要】

#### (1) 業務管理体制の整備

##### ① 業務管理体制の整備の基準

業務管理体制の整備については、事業者の規模に応じたものとするとして、いるところ、指定又は許可を受けている事業所又は施設の数により事業者の規模を区分し、それぞれの区分に応じ義務付けることとする。

指定・許可の 事業所・施設数 の区分	業務管理体制の整備の内容		
	法令遵守責 任者の選任	業務が法令に適合す ることを確保するた めの規程の整備	業務執行の 状況の監査
1～19	必要	—	—
20～99	必要	必要	—
100～	必要	必要	必要

\*ただし、事業所・施設数には、みなし事業所（病院等が行う居宅サービス（居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーション）等であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所）を含まないこととする。

## ② 業務管理体制の整備に関する事項の届出

業務管理体制の整備に関する事項の届出についても、業務管理体制の整備の基準と同様に、事業者の規模に応じたものとする。また、業務管理体制の最初の届出は、法律施行後半年以内に行うこととする。

届出する事項	対象の事業者
事業者の名称又は氏名及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名	全ての事業者
法令遵守責任者の氏名及び生年月日	全ての事業者
業務が法令に適合することを確保するための規程の概要	指定・許可の事業所・施設数が20以上の事業者
業務執行の状況の監査の方法の概要	指定・許可の事業所・施設数が100以上の事業者

\*届出た事項に変更があったときは、介護保険法第115条の32第2項各号に掲げる区分に応じ、厚生労働大臣等に届出ることとする。また、事業所・施設数の変更に伴い、業務管理体制の整備の基準で規定している指定等の事業所・施設数の区分に変更があったときは、変更後の届出書を、変更後の区分により届出るべき者及び変更前の区分により届出るべき者の双方に届出なければならないこととする。

## (2) 事業者の指定等に係る欠格事由の見直し

### ① 法第70条第2項第6号、第6号の2等関係

今般の法改正では、法第70条第2項第6号及び同項第6号の2等において、いわゆる連座制の仕組みは維持しつつも、指定取消の処分の理由となった事実等を考慮し、連座制が適用される指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められる場合については、連座制を適用しないこととしたところ、その要件について、厚生労働大臣等が法第115条の33第1項その他

の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分  
の理由となつた事実等に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、  
当該事業者が当該指定等の取消しの理由となつた事実について組織的に関与  
していると認められない場合と規定する。

② 法第70条第2項第6号の3等関係

法第70条第2項第6号の3等に規定する、指定等に係る欠格事由である「申請者と密接な関係を有する者が、指定の取消しの日から起算して5年を経過していないとき」の「申請者と密接な関係を有する者」について、申請者の親会社等、申請者の親会社等の子会社等、申請者の子会社等のうち、申請者の重要な事項に係る意思決定に関与、又は、申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している法人と規定する。

また、①と同じく、連座制が適用される指定等の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものを、厚生労働大臣等が法第115条の3.3第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該指定等の取消しの処分の理由となつた事実等に関して当該事業者が有していた責任の程度を確認した結果、当該事業者が当該指定等の取消しの理由となつた事実について組織的に関与していると認められない場合と規定する。

\* 1 申請者の親会社等

申請者の親会社等	申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の親会社等の子会社等	申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者
申請者の子会社等	申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

\* 1-2 事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者

申請者（株式会社である場合に限る。）の議決権の過半数を所有している者
申請者（持分会社である場合に限る。）の資本金の過半数を出資している者（定款に別段の定めをすることにより、当該者が当該申請者の事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与えることができる場合に限る。）

③ 法第70条第2項第7号等関係

法第70条第2項第7号の2等の規定による聴聞決定予定日の通知をするときは、法第76条第1項等の規定による検査日から10日以内にその検査日から起算して60日以内の特定の日を通知することとする。

(3) 廃止又は休止に係る届出の見直し

指定事業者等が当該事業を廃止・休止しようとするときは、その廃止・休止の日の1月前までに、廃止・休止しようとする年月日、廃止・休止しようとする理由、現にサービスを受けている者に対する措置、休止しようとする場合は、休止の予定期間を当該事業者等の事業所の所在地を管轄する都道府県知事等に届け出なければならないこととする。

\*既に1月前の届出が義務付けられている地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設及び介護療養型医療施設は除くこととする。

(4) 都道府県知事等が公示する事項の見直し

現行では、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定をしたとき、廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき）又は指定の取消し、若しくは指定の全部若しくは一部の効力を停止したときは、都道府県知事等がその旨を公示することとされているが、今般の法改正に伴い、都道府県知事等が介護保険法に基づく指定等をしたとき、又は廃止の届出があったとき（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護療養型医療施設に係るものは、指定の辞退があったとき。）は、事業所等の名称、事業所等の所在地を公示し、指定等の取り消し、又は指定等の全部若しくは一部の効力を停止したときは、事業所等の名称等、事業所の所在地、役員等の氏名及び生年月日を公示することとする。

\*介護保険法の改正に伴い、介護老人保健施設も公示の対象となる。

- 省令については、現在パブリックコメント中（2月3日～3月4日）であり、本年5月1日の施行（予定）を目指し、改正作業を行っているところである。

介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督については、介護保険指導室より御説明するので、よろしくお願ひしたい。

- 介護保険事業者管理システムについて

本システムは、介護保険事業者に係る指定取消等の情報を都道府県間で共有し、介護保険事業者指定事務の円滑実施に資することを目的に、平成18年度から運用されているところである。

従来、介護保険事業者の指定、廃止の届出、指定の取消し等があったときは、都道府県知事はその旨を公示するものとされていたが、今回の法改正の施行に伴う、公示事項の見直しにより、本システムに入力すべき情報と一致させる予定である。

指定が取り消された事業者の情報は、介護保険事業者指定事務の適正な実施のため必要であることから、そうした情報を都道府県間で円滑かつ速やかに共有するため、従来以上に、指定の取消し等があった場合、本システムに速やかに情報を登録するとともに本システムの積極的な活用をお願ひしたい。

## 2. 地域包括支援センター等の適切な運営について

### (1) 地域包括支援センターの体制の充実について

- 地域包括支援センター（以下、「センター」という。）は、平成20年4月末時点で3,976ヶ所と全ての市町村において設置され、本格的な運用が開始されたところであり、調査結果【参考】では、概ね地域の高齢者数に応じた職員数が配置されているところであり、センターの体制整備は、所定の基準に沿って進んでいるものと考えているところである。
  
- また、センター職員が介護予防支援業務に追われて、本来業務を十分に果たすことが難しいとの指摘もされているところであるが、センターが高齢者の生活を支える総合機関として期待される役割を十分に果たすためには、総合相談支援などの包括的支援業務と介護予防支援業務に携わる職員を適切に配置することが重要である。上記調査結果では、介護予防支援業務に従事する職員1人当たりの実施件数は、全国平均で26.2件であるが、その内訳を見ると、包括的支援業務と介護予防支援業務を兼務する職員だけで介護予防支援業務を実施しているセンターが約56%、兼務職員の他介護予防支援業務専従の職員も併せて配置し、介護予防支援業務を実施しているセンターが約44%と対応が分かれているところである。

(※)地域包括支援センターにおける介護予防支援業務専従職員の配置状況

センター職員だけで介護予防支援業務を実施しているセンター	2,224箇所	55.9%
介護予防支援業務専従の職員も併せて配置し、介護予防支援業務を実施しているセンター	1,752箇所	44.1%
合 計	3,976箇所	100%

- 介護予防支援業務については、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員以外の職種の職員（介護支援専門員、3年以上経験の社会福祉主事など）も配置可能であることから、各都道府県におかれては、管内市町村に対し、介護予防支援業務に必要な人員を確保されるよう周知願いたい。

- 総合相談支援などの包括的支援業務等に要する経費である地域支援事業交付金については、昨年同様、事業の円滑実施に必要な予算（※）を確保していることから、各都道府県におかれては、管内市町村に対して、必要な財源の確保を図るとともに、地域の実情に応じた適切なセンターの体制整備に努めるよう周知願いたい。

（※）平成20年度予算677億円、平成21年度予算（案）679億円

- センターの業務全般を効果的かつ円滑に実施するためには、センターの体制整備を図るとともに、関係機関等との密接な連携が必要である。昨年通知した「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付事務連絡）」も参考に関係機関等との密接な連携が図られるようご配慮願いたい。なお、発出した事務連絡の内容は、介護保険法をはじめとする関係法令並びにこれまでに発出した通知、Q&Aの考え方を踏襲したものであるので申し添える。

【「地域包括支援センターの安定的な運営の確保並びに地域における相談体制等の整備促進について（平成20年2月8日付事務連絡）」より抜粋】

3 センターの業務全般を効果的に推進するための在宅介護支援センター等の活用について

- 市町村は、センターの業務全般を効果的に推進するため、センター自らの活動のみならず、十分な実績のある在宅介護支援センター等を、住民の利便性を考慮して地域の住民から相談を受け付け、集約した上でセンターにつなぐための窓口（ブランチ）や支所（サブセンター）として活用させること。

- 上記のほか、市町村は、包括的支援事業の総合相談支援業務を効果的に推進するため、地域の実情に応じて、十分な実績のある在宅介護支援センター等に対し、センターが行う総合相談支援業務の一部である実態把握や初期段階の相談対応業務を、センターと協力、連携のもとに実施させること。

なお、これらの業務を在宅介護支援センター等が実施した場合は、適切な額を協力費・委託費等として支出する必要があること。

また、センターは、在宅介護支援センター等が実施した状況を適切に把握すること。

\*十分な実績のある在宅介護支援センター等これまで地域で培ってきた24時間又は



土、日曜日、祝日における相談や、地域に積極的に出向いて要援護高齢者等の心身の状況及びその家族の状況等の実態把握、介護ニーズ等の評価等について十分な実績や経験を有する団体

○ また、地域における認知症専門医療との連携体制及び認知症ケア体制の更なる強化を図るため、平成21年度予算(案)により、全国150ヶ所のセンターに認知症連携担当者を配置する「認知症対策連携強化事業」を創設することとしたので、当該事業の活用等について管内市町村に対して周知願いたい。

○ なお、センターの本来業務を効果的かつ円滑に実施するためには、センターの体制整備を図るとともに関係機関等との密接な連携が重要である。これまで以上に、地域において十分な実績や経験を有する在宅介護支援センター等との連携の他、平成21年度予算(案)により措置される

① 「高齢者地域活動推進者（コミュニティ・ワーク・コーディネーター）養成支援事業」の研修修了者【下記参照】

② 「生活（介護）支援サポーター養成支援事業」の研修修了者【下記参照】

③ 「認知症対策連携強化事業」で配置される認知症連携担当者【計画課認知症・虐待防止対策推進室の8の（1）参照】

などの地域における新たな社会資源との連携を十分に図るよう、管内市町村に対して周知、徹底願いたい。

## （2）高齢者地域活動推進者養成支援事業について【新規事業】

### ア 事業の背景等

「安心」と「希望」を抱いて生活できる超高齢社会を築いていくために、2025年を見据えて取り組むべき施策を提言した「安心と希望の介護ビジョン(平成20年11月20日取りまとめ)」において、意欲のある地域の高齢者や住民が

主体的・積極的に活動するための「場」を自ら立ち上げ、推進できる環境づくりが重要であるとされたところである。

このため、平成21年度予算(案)において、その地域の高齢者や住民の中から潜在的な意欲を発掘するとともに、地域独自の「場」づくりに積極的に取り組んでいる先進的事例や、このような取り組みを成功に結び付けるための様々なノウハウを提供する「高齢者地域活動推進者(コミュニティ・ワーク・コーディネーター)」を養成するために必要な所要額を計上したところであるのでご了知頂くとともに、当該コーディネーターの活動をより効果的にするために必要な地域づくり等にご協力をお願いします。

#### イ 平成21年度予算(案)の概要

- 予算(案)額           90,069千円
- 補助率               定額補助
- 実施主体           研修の実施に適当な民間団体

### (3) 生活(介護)支援サポーター養成支援事業について【新規事業】

#### ア 事業創設の背景等

地域で生活する高齢者のニーズが多様化していること等の理由から、平成21年度予算(案)において、介護保険制度等社会保障制度と相俟って、市民による市民のための支え合いの基盤を整備することを目的として、住民福祉サービス等の担い手となる生活(介護)支援サポーターを養成するために必要な経費を計上したところである。

当該養成事業の実施主体は市町村としているが、事業を実施するにあたり、地域の高齢者の実情を十分に把握し、総合相談支援等の十分な実績のある在宅介護支援センター等の団体へ、その全部又は一部を委託することもできることから、これらの積極的な活用について、管内市町村に周知願いたい。

また、複数の市町村が共同して研修会を行ったり、都道府県内で集中して実施した方が効率的な場合にあつては、その広域的な調整や取りまとめを都道府県にお願いする場合もあるので、よろしく願います。

## イ 平成21年度予算(案)の概要

### 1 サポーター養成支援事業の実施案

- 予算(案)額 169百万円
- 事業内容 市民向けにおおむね20時間程度(講義及び実習)の研修を行い、主に住民福祉サービスを行うための担い手を養成する。
- 実施主体 市町村
  - ※ 当該事業を実施するにあたり、地域の高齢者の実情を十分に把握し、総合相談支援等の十分な実績のある在宅介護支援センター等の団体へ、その全部又は一部を委託することができる。
- 補助額 市町村への定額補助
  - ※ 補助額については、人口規模等により必要とされるサポーターの人数に差があることから、市町村の算定額を優先し、柔軟に採択する。
  - ※ 実施か所数の設定は行わない。

### 2 本来事業の実施に当たっての留意事項

養成されたサポーターを活用し、市町村等が下記に例示する各種事業を推進することが重要と考えているので、養成後の地域における活動の場づくりについても併せて管内市町村に周知願いたい。

### 【具体的事業の例】

○ 困りごと相談

独居高齢者等生活上の不便の相談解決支援。

○ 民間サービスの活用支援

高齢者になじみの薄い宅配サービス利用などの支援。

○ 防犯・防災への注意喚起

警察、消防と連携し、振り込み詐欺、悪徳訪問販売など日常生活を営む上でのリスクマネジメントを支援。

○ たすけあい活動の創設

サポーターがチームを組織し、調理・買い物援助、住宅・庭の維持管理、通院・薬局への同行等を生活圏域内で実施。

○ ふれあいサロン、いきいき喫茶の運営

公民館、空き教室、空き店舗等の活用を図りながら、福祉講座、健康講座、世代間交流等を実施。

### （４）責任主体としての市町村の役割の徹底等

○ 市町村は、センターの責任主体として位置付けられており、その運営について一般的に責任を負うものである。こうした役割については、市町村が運営を委託している場合であっても何らかわるところはなく、各市町村に対して、センター運営協議会などを活用しながら、センターが円滑に運営されるよう環境整備や必要な支援などを市町村自らの責任において行う必要があることについて、改めて周知、徹底願いたい。

○ また、都道府県においても、市町村を広域的に支援する役割を担うものであり、センターの業務が円滑に運営されるため、管内市町村における介護予防支援業務の実態などの運営状況の把握や情報提供、センター職員等に対する研修の実施など積極的な取り組みや支援を引き続きお願いしたい。

#### (5) 地域包括支援センター職員研修等の積極的な実施について

- センターが地域包括ケアを支える中核機関として、総合相談支援等の包括的支援事業や介護予防支援業務を円滑かつ適切に実施していくためには、センターの体制整備を推進するとともに、研修等の実施による職員の資質の向上を図ることが重要である。
  
- センターの職員や介護予防支援従事者等に対する研修の実施については、これまでも都道府県・指定都市（以下、「都道府県等」）において、「介護サービス適正実施指導事業」における「地域包括支援センター職員等研修事業」により実施いただいているところであるが、平成21年度予算（案）においてもセンター職員等に対する研修実施に必要な予算額を確保しているところであるので、積極的に活用いただき、研修機会の確保を図ることにより職員の資質向上に努めていただきたい。

# 地域包括支援センターの運営状況について【参考】

- 全国の自治体に対し、平成20年4月末日時点の地域包括支援センターの運営状況に関する調査を実施した。(調査時点は毎年4月末日時点)

## I 調査結果概要

### 1. 地域包括支援センター(以下「センター」)設置数

○ センター設置数 3,976ヶ所

平成18年調査	平成19年調査	平成20年調査
3,436ヶ所	3,831ヶ所	3,976ヶ所
	(395ヶ所増)	(145ヶ所増)

○ 設置保険者数 1,657ヶ所

平成18年調査	平成19年調査	平成20年調査
1,483保険者	1,640保険者	1,657保険者
(全保険者の87.8%)	(全保険者の98.2%)	(全保険者設置)

### 2. 職員の配置状況について

- 1センターあたりの専門職員の配置人数が、6名以上のセンターが増加している。  
(詳細はP. 5参照)

### 3. 介護予防支援業務について

- |                       |       |
|-----------------------|-------|
| ○ 職員一人当たりの介護予防支援の実施件数 | 40.0件 |
| うち、委託の件数を除いた件数        | 26.2件 |
- (詳細はP. 7参照)

## Ⅱ 調査結果

### 1. 地域包括支援センター(以下「センター」)設置等について

- センター設置数 3,976ヶ所  
設置保険者数 1,657保険者(全保険者設置)
  
- ブランチを設置している保険者 466保険者

**【参考】**

ブランチとは

住民の利便性を考慮し、地域の住民から相談を受け付け、集約した上で、地域包括支援センターにつなぐための「窓口」

- サブセンターを設置している保険者数 106保険者

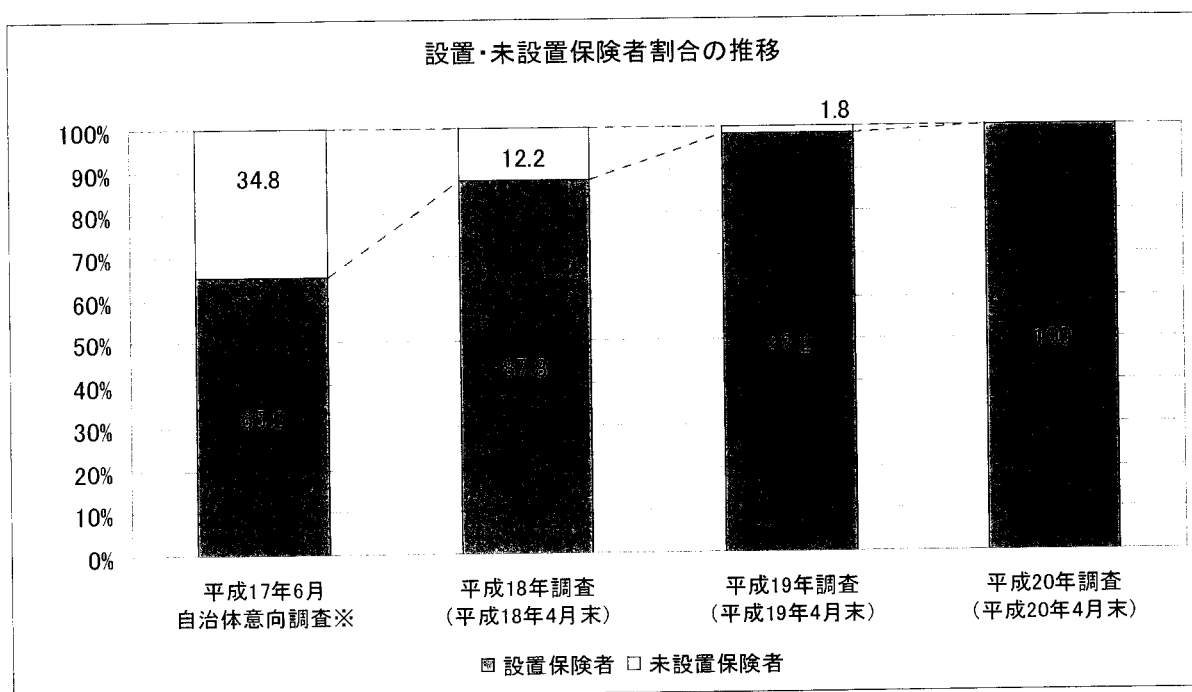
**【参考】**

サブセンターとは

市町村や社会福祉法人等が、在宅介護支援センターの職員を地域包括支援センターの職員として採用するなどした後、その職員を、在宅介護支援センターに併設する地域包括支援センターの支所で勤務させ、地域包括支援センターの機能の一部を行わせるような形態。

(参考)平成19年調査、平成18年調査との比較

	平成20年調査 (平成20年4月末)	平成19年調査 (平成19年4月末)	平成18年調査 (平成18年4月末)
センター設置数	3,976箇所	3,831箇所	3,436箇所
設置保険者数	1,657保険者 (100.0%)	1,640保険者 (98.2%)	1,483保険者 (87.8%)
未設置保険者数	0保険者	30保険者	207保険者



※ 平成18年度に設置予定である保険者を「設置保険者」とした。



## 2. 設置主体と委託状況について

○ センター設置数3,976ヶ所のうち、直営は1,409ヶ所(直営率35.4%)

委託は2,567ヶ所(委託率64.6%)

○ 内訳は以下の通りとなっている。

設置主体	平成20年調査 (平成20年4月末)		平成19年調査 (平成19年4月末)		平成18年調査 (平成18年4月末)	
	箇所	割合	箇所	割合	箇所	割合
直 営	1,409	35.4%	1,392	36.3%	1,265	36.8%
うち広域連合等の構成市町村	118	3.0%	112	2.9%	86	2.4%
委 託	2,567	64.6%	2,439	63.7%	2,171	63.2%
社会福祉法人(社協除く)	1,366	34.4%	1,277	33.3%	1,085	31.6%
社会福祉協議会	467	11.7%	447	11.7%	427	12.4%
医療法人	448	11.3%	436	11.4%	396	11.5%
社団法人	87	2.2%	86	2.2%	76	2.1%
財団法人	70	1.8%	68	1.8%	70	2.0%
株式会社等	63	1.6%	58	1.5%	50	1.5%
NPO法人	21	0.5%	21	0.5%	14	0.4%
その他	45	1.1%	46	1.2%	53	1.5%
計	3,976	100.0%	3,831	100.0%	3,436	100.0%

